

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和7年3月18日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
業務の概要	(1) 総合相談窓口機能の設置 (2) 最適生活スタイルの設計 (3) 身体・精神機能の維持・改善訓練 (4) 日常動作改善のための支援 (5) 介護者に対する介護指導 (6) 対象者及び介護者に対する保健指導 (7) 住宅改修等の指導 (8) リハビリテーション機器や福祉用具の選定及び操作方法の指導 (9) ウェルフェアイノベーションの推進 (10) 関係機関のバックアップや、地域拠点として地域全体の支援やサービスの質の向上に資する取組
指定管理者	名称：社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 代表者：理事長 佐川 道夫 住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33710）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	・障害児の相談対応については地域支援室と協働し、中央療育センターや西部地域療育センター等と連携を取りながら、在宅支援を実施している。 ・補装具外来においては、年間約70回程度開催し、丁寧な聞き取りを行うことで、利用者の在宅生活を行う上で必要なニーズの発掘を行った。また、補装具外来から在宅リハビリテーション事業に繋げることで、利用者の生活しづらさの改善が図られた。 ・積極的にアウトリーチの手法を用いた在宅訪問や、所内面接を実施することでアセスメントを行い、館内や地域の適切な支援機関へつなげることで、適切なサービスが提供できた。 ・権利擁護委員会及び事故防止委員会を中部日中活動センターと合同で毎月開催している。また、利用者だけでなく、地域支援者に対しても利用者満足度調査を実施しており、集約した意見や要望は、次年度以降のサービスの質の向上に反映している。 ・地域の支援者からの相談だけでなく、一般相談機関として市民や病院からの直接相談にも応じ、幅広いニーズに対応することで、地域全体の支援やサービスの質の向上に貢献した。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	・当事者及び支援者などからのニーズ発信の解決のみならず、その方の機能、能力に合わせた最適な生活が遅れることを目的として、生活全般のアセスメント、ニーズ確認を行いながら、専門職が協働してチームアプローチを展開し、質の高い支援を展開することで福祉の増進を図った。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	・中部リハビリテーションセンター全体で合同の防災対策会議を行うとともに、シチュエーションを共有して合同での避難訓練も実施した。 ・中部日中活動センターと合同で事故防止委員会を毎月開催し、重要なヒヤリハット報告に対して検証や専門職の意見も交えた再確認するなど、事故防止に向け取り組み、安全・安心の面で大きな問題はなかった。 ・法人本部との連絡・連携について、随時メール配信または電話連絡とする体制整備をしており、夜間、休日の緊急時についても情報伝達網を整備している。

4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	・築8年が経過したことにより、施設の附属設備の故障や不具合が発生してきていることから、施設・設備機能の維持・改善を行っていく必要がある。 ・ソーシャルワーカーや看護師などの専門職をはじめとする職員の定着や人材の確保が課題になっている。
---	--------------------------------	--

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																																								
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	・指定管理者から年度及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営状況の実施状況調査（現地ヒアリング含む）を行った。 ・管理運営上の問題発生時の指導、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導を実施するなど、適切なマネジメントを行った。																																								
2	制度活用による効果はあったか。	（サービスの向上） ・「在宅リハビリテーションマニュアル基礎編」及び「在宅リハビリテーションマニュアル障害別編」を法人内で作成し、サービスの質の向上を図り、民間事業者独自の事業運営を行った。 ・在宅リハビリテーション評価訪問に介入した全てのケースについて、月1～2回のカンファレンスを開催し、事例共有、経験の積み上げを行うことで、職員の知識及び技術の向上に努めている。 ・下肢装具の不適応な状態のままの利用などによる利用者の二次障害への対策として、下肢装具研修を実施するとともに、事例を通して補装具の適応について学ぶ勉強会を実施することで、これらの課題に対するフォローアップ体制の改善を図った。 （利用実績） <table><tr><th></th><th>前指定期間 平均</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>相談事業（新規）</td><td>222件</td><td>205件</td><td>198件</td><td>182件</td></tr><tr><td>評価訪問</td><td>77件</td><td>88件</td><td>80件</td><td>54件</td></tr><tr><td>補装具外来</td><td>452件</td><td>591件</td><td>707件</td><td>700件</td></tr></table> ・評価訪問については、れいんぼう川崎からのケースの移管があったこと、また、当該施設を別の法人から引き継いだ際に、同時にケースも引き継いだことから、R3、R4年度は一時的に件数が増加しており、R5年度はそれらが一部解消したことにより、件数が減少している。 （経費の節減） ・第1期指定管理委託料（平成28年度） 78,895,000 円 ・第2期指定期間委託料（令和3年度） 76,952,000 円（2.5%減） 【収支状況】（単位：円） <table><tr><th></th><th>前指定期間 平均</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>収入合計</td><td>78,895 千円</td><td>77,587,606</td><td>77,674,006</td><td>77,391,857</td></tr><tr><td>支出合計</td><td>75,627 千円</td><td>68,752,621</td><td>74,339,197</td><td>60,382,143</td></tr><tr><td>収支</td><td>3,267 千円</td><td>8,834,985</td><td>3,334,809</td><td>17,009,714</td></tr></table>		前指定期間 平均	R3	R4	R5	相談事業（新規）	222件	205件	198件	182件	評価訪問	77件	88件	80件	54件	補装具外来	452件	591件	707件	700件		前指定期間 平均	R3	R4	R5	収入合計	78,895 千円	77,587,606	77,674,006	77,391,857	支出合計	75,627 千円	68,752,621	74,339,197	60,382,143	収支	3,267 千円	8,834,985	3,334,809	17,009,714
	前指定期間 平均	R3	R4	R5																																						
相談事業（新規）	222件	205件	198件	182件																																						
評価訪問	77件	88件	80件	54件																																						
補装具外来	452件	591件	707件	700件																																						
	前指定期間 平均	R3	R4	R5																																						
収入合計	78,895 千円	77,587,606	77,674,006	77,391,857																																						
支出合計	75,627 千円	68,752,621	74,339,197	60,382,143																																						
収支	3,267 千円	8,834,985	3,334,809	17,009,714																																						
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	・南部、中部、北部の在宅支援室は同種・同様のサービスを提供しているが、センターごとに利用者に対する支援手法に差異があるため、地域支援室を含めた検討会を実施しており、当該検討会等を通じて、支援手法の共通化を図っていく必要がある。																																								
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	・多様化するニーズや、施設の設置目的に沿うサービスを効率・効果的に実施していくとともに、民間施設では受け入れることが困難な方や、法制度の狭間で支援対象とならない方に対して、専門的な支援を継続的に行っていく必要があることから、引き続き指定管理者制度により運営することが望ましい。																																								

4. 今後の事業運営方針について

・指定管理者の公募にあたっては、指定管理者が変更となった場合に、人材確保と引継ぎのための十分な期間を確保するため、3か月程度公募期間の前倒しを行い、引継ぎに要する予算及び期間（6か月）を確保する。また、仕様書の内容の見直しなどを行った上で、多くの事業者が参画しやすいよう広く周知を行う。 ・ソーシャルワーカーや看護師などの専門職をはじめとする職員の定着や人材の確保を行うとともに、利用者や地域支援者のニーズに寄り添いながら、施設の設置目的に沿うサービスを適切に提供していくために、職員のスキル向上をより図っていく必要がある。
